

ながさきの“しま”での食事や観光に！旅先で使えるお得なプレミアム付商品券

Tsushima
対馬市

Isahaya
壱岐市

Gotō
五島市

Oshima
小値賀町

Shinkamigasaki
新上五島町

Utsunomiya
佐世保市
宇久町

“しま”へ行くなら！“しまとく通貨”がおトクです！！

ながさき

しまとく
通貨

Shima Toku
Tsuka

20%の
プレミアム

1セット
6,000円分の
“しまとく通貨”を、

5,000円で
販売。

注意事項

●旅行などで、長崎の離島を訪れる方が購入できます。●宿泊、お土産、お食事などに利用できます。●本券の使用期限は、ご購入日より6ヶ月です。●本券の購入は、1人1往復あたり6セットまでです。●本券の使用に際し、おつりは出ません。



長崎県内

対馬市・壱岐市・五島市・
小値賀町・新上五島町・
佐世保市宇久町の
しま加盟店で
使える！



しま加盟店は

なんと！約500店舗

加盟店はWEBで
チェック！

しまとく通貨

検索

現在、
増加中！



マスコットキャラクター
しまうまっし



お問い合わせは

0570-039-402

しま共通地域通貨発行委員会 〒850-0875 長崎県長崎市栄町4-9

<http://www.shimatoku.com>

ながさきの「しま」での食事や観光に！旅先で使えるお得なプレミアム付商品券
ながさき「しまとく通貨」ご購入からご使用までの流れ。



1 旅行で「しま」に行く機会がある。



ゆっくり、
羽を伸ばそう
かしら...

※1 対象となる「しま」は、対馬市・壱岐市・五島市・小値賀町・新上五島町・佐世保市宇久町です。

2 空港やターミナルなどに設置の販売店で「しまとく通貨」を購入。



五島市民
だけど、壱岐に
行くから、OK!

※2 購入出来る方は、使用する離島に住所を有さない方です。
1回の旅行で、お一人様6セットまでご購入できます。

3 「しま」では、約500店舗の「しま加盟店」で利用可能！



たくさんあるのね！
何に使おうか迷っちゃう。

※3 対馬市・壱岐市・五島市・小値賀町・新上五島町・佐世保市宇久町での総数です。

4 例えばお食事に、お土産に...
楽しみ方はあなた次第！



※4 しまとく通貨は切り離し無効です。表紙のついた状態でご利用ください。

※5 店舗によっては、一部ご利用いただけない商品があります。

5 ご購入日より6か月間有効なので、
使い切らなくても大丈夫！

6か月有効

来月、対馬に行く
用事があるからその時に
使っちゃおう!!

※6 「しま」は、1箇所でもなくともご利用いただけます。

加盟店は
WEBでチェック！

しまとく通貨 検索

県内外 約40箇所で販売しています。

① 対馬市

●対馬空港ターミナルビル株式会社	対馬空港2階売店
●対馬観光物産協会	対馬観光物産協会本部事務所(対馬市役所1階) 対馬観光物産協会上対馬支部事務所(比田勝港ターミナルビル1階) ショッピングセンターティアラ特設販売所(対馬市交流センター内)
●株式会社まちづくり壱岐	オーシャンフラワー号船内
●株式会社 大亜高速海運	事務所内(比田勝港ターミナルビル2階)
●株式会社 国際ライン対馬	ビートル1世、ビートル2世、ビートル3世の各船船内
●株式会社ティースリー 対馬JETLINE	事務所カウンター(壱岐港ターミナルビル1階) コピー1号、コピー3号、コピー5号の各船船内
●博多海陸運送株式会社	九州郵船発券窓口(壱岐港ターミナルビル1階)
●博多海陸運送株式会社	九州郵船発券窓口(比田勝港ターミナルビル1階)

② 壱岐市

●オリエンタルエアブリッジ株式会社	壱岐空港カウンター
●壱岐市観光協会	郷ノ浦港 フェリーターミナル観光案内所 印通寺港 フェリーターミナル観光案内所 芦辺港 フェリーターミナル観光案内所
●株式会社乃村工芸社	壱岐市立一支部博物館 1階ミュージアムショップ

③ 五島市

●社団法人 五島市観光協会	五島市観光協会売店(福江港ターミナルビル1階)
●五島自動車(株)カンパナホテル	ホテル内フロント
●五島コンカナ王国	フロントカウンター
●株式会社みらいく万葉村	2階事務所
●福江空港ターミナルビル株式会社	旅客ターミナル2階売店
●九州商船株式会社奈留島港代理店	切符発売所窓口(奈留島港ターミナルビル1階)

④ 小値賀町

●NPO法人 おぢかアイランドツーリズム協会	小値賀町新ターミナル売店窓口
---------------------------	----------------

⑤ 新上五島町

●特定非営利活動法人 新上五島町観光物産協会	新上五島町観光物産センター(五島うどんの里観光物産センター内) 有川観光情報センター(有川港多目的ターミナルビル1階) 新島観光情報センター(横津港ターミナルビル1階) 若松観光情報センター(若松港ターミナルビル1階) 奈良尾観光情報センター(奈良尾港ターミナルビル1階)
---------------------------	--

⑥ 佐世保市宇久町

●宇久町観光協会	宇久町観光協会売店(宇久平港フェリーターミナル1階)
●泊回瀨店	九州商船及び野母商船の窓口1番(宇久平港フェリーターミナル1階)

⑦ 長崎港内

●九商産業株式会社	長崎港ターミナルビル1階
●株式会社五島産業汽船	長崎港ターミナルビル1階 13番窓口・14番窓口
●野母商船(野母商船グループ)	長崎港ターミナルビル1階 売店(長崎土産おみや)

⑧ 佐世保港内

●株式会社九商コーポレーション	佐世保港 鯨瀬ターミナル乗船券売場
●崎戸商船株式会社	佐世保港 新みなとターミナル1階発券所

⑨ 博多港内

●博多海陸運送株式会社	2階九州郵船(壱岐・対馬航路)発券窓口(博多埠頭第2ターミナルビル)
●野母商船株式会社 福岡支社	2階野母商船(五島航路)窓口(博多埠頭第2ターミナルビル)
●株式会社プリンセスローズ	博多埠頭第1ターミナルビル1階(ベイサイドプレイス博多C棟) 洋服&雑貨「プリンセスローズ」店内

⑩ 唐津東港内

●呼子海運株式会社	唐津壱岐フェリー発着所3階売店
-----------	-----------------

⑪ 長崎空港

●長崎空港ビルディング 株式会社	長崎空港2階 総合売店「エアポートシップ」
------------------	-----------------------

⑫ 福岡空港

●福岡空港商事株式会社	福岡空港第1ターミナル2階 SORA Shop
-------------	-------------------------

⑬ 長崎市

●九州商船株式会社	九州商船本社ビル2階 「ぶらっと五島」カウンター
-----------	--------------------------

⑭ 佐世保駅

●(財)佐世保観光コンベンション協会	佐世保観光情報センター
--------------------	-------------

⑮ 福岡県内

●対馬観光物産協会	対馬市福岡事務所
●ワードメイト合同会社	キトラスツアーデスク内

「しま共通地域通貨（愛称：しまとく通貨）」事業に係る加盟店を募集します

2012年12月12日

長崎県では、県内の離島で共通して利用できるプレミアム付き地域通貨を平成25年4月に発行し、平成27年度までの3年間で計108億円発行することとしております。

本事業は、人口流出に歯止めがかからない離島の活性化のため、島外から消費を呼び込むことを目的としており、地域通貨を島外からのお客様（観光客・ビジネス客等）に販売し、島内で利用いただき、消費の促進に繋げていくというものであります。

来年4月の発行を前に、五島市における地域通貨を利用できる「加盟店」を下記のとおり募集しますので、お申し込みいただきますようお願いいたします。

※しまとく通貨が使用できるしま市町

⇒《対馬市、杵岐市、五島市、小値賀町、新上五島町、佐世保市宇久町》

■しま共通地域通貨の概要

名 称	しまとく通貨
プレミアム分	20%
券 種	券種：千円券
販 売 単 位	千円券を6枚1セットとして5千円で販売
発 行 規 模	年間36億円（60万セット）
販 売 上 限	1回の旅行につき6セットまで
使 用 期 限	購入日から6ヶ月以内
使 用 店 舗	しまとく通貨が使用できるしま市町内の加盟店
販 売 対 象	島外からの旅行者、ビジネス客等
販 売 場 所	本土販売所、島内販売所、旅行代理店
しまとく通貨で購入できない商品・サービス	商品券・ビール券等、パチンコ・マージャン等、 出資・仕入れ等の事業資金、税・公共料金、 診療費等

■加盟店の役割及び取り扱い留意事項

お客様へ商品やサービスを提供し、その対価として、しまとく通貨を受け取ります。

【留意事項】

- ・しまとく通貨は、使用期限内に限り利用可能
- ・しまとく通貨の使用に際し、おつりは出ません。

■換金手数料

加盟店が使用済みしまとく通貨を換金する際、通貨合計額の2.5%の換金手数料を負担いただきます。

※ 換金精算は、加盟店の指定する口座への振込とします。

(月2回の請求受付締切日を設定、換金請求受付から入金確認まで

概ね2～4週間程度)

■申込方法

しま共通地域通貨の概要等をご確認いただき、申込を希望する際は、

- ① しま共通地域通貨加盟店申込書(様式1) ②振込口座の通帳の写し
を福江商工会議所または五島市商工会へ提出してください。

※ FAXによる提出も可

■問い合わせ先

五島市企画課企画班	TEL: 72-6119	FAX: 74-1994
福江商工会議所	TEL: 72-3108	FAX: 74-1588
五島市商工会	TEL: 82-0702	FAX: 82-0576

しま共通地域通貨加盟店申込書

ししま共通地域通貨発行委員会会長 様

しま共通地域通貨加盟店舗概要に同意の上、「しま共通地域通貨発行委員会加盟店」になることを下記のとおり申し込みます。

記

郵便番号	〒 —			
所在地				
フリガナ				
商号又は名称				
フリガナ				
代表者（役職・氏名）				
業態（主な取扱品目）	量販店・スーパー・宿泊業・物産店・その他（ ）			
電話番号		FAX番号		
担当部署		担当者氏名		
ホームページ（URL）				
facebookの有無	有 ・ 無			
E-mail				
取り扱い金融口座 （換金振込先）	金融機関名		支店名	
	口座種類		口座番号	
	口座名義	（フリガナ）		

※口座を確認できる書類（通帳のコピー）を添付してください。

しま共通地域通貨加盟店舗業務概要

【総括事項】

しま加盟店は、発行委員会がしま通貨の取扱いを認めた店舗等です。商品やサービスを提供するにあたり、その対価として、しま通貨の券面に記載されている額を日本銀行券と同等に扱っていただきます。

加盟を希望する店舗等は、加盟申込書及び精算用口座届、精算用口座の通帳の写しをとりまとめ組織に提出する必要があります。

加盟店になるためには、いくつかの条件があります。例えば、しま通貨を使用できない商品・サービスのみを扱っている場合など加盟店として相応しくないと判断される場合は加盟できません。

加盟の可否を審査した後、とりまとめ組織から加盟証が送付されたことをもって正式に加盟したこととなります。

なお、準備でき次第、マニュアルを配布して改めて加盟店舗の役割や運用上の注意事項、しま通貨の特徴等を説明します。

しま加盟店として、しま通貨が使用できる商品・サービスを販売する場合、以下を確認したうえで、しま通貨を受領していただく必要があります。

《しま通貨による販売時の確認事項》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① しま通貨券面の受取店舗名が空欄となっているか② 偽造されたものではないかの確認③ 有効期限内の使用であるか④ 販売する商品・サービスは、ガイドラインに抵触しないか |
|--|

もし、①～④のいずれかに反する場合は、受取を拒否していただく必要があります。

なお、誤って受け取った場合であっても換金できません。また、意図的に受領し換金をしようとした場合、加盟店の資格を取り消す場合があります。

【換金手続】

換金手続きには、しま市町毎のしま加盟店とりまとめ組織に対し、「換金請求書」、「使用済しま通貨」の提出が必要です。使用済しま通貨は、裏面の受取店舗等の欄に記入（スタンプでも可）されている必要があります。加えて、加盟証に記載されている加盟店番号も記入する必要があるので留意してください。

また、使用済しま通貨がいつ発売されたもので、いつ利用されたかを集計する必要がありますので、帳簿に記入して、使用済みしま通貨と併せて提出していただく必要があります。

なお、換金請求に際し、換金手数料2.5%を発行委員会へ支払う必要がありますので、換金請求書において、換金手数料を差し引いた額を差引請求額として、請求していただ

くことになります。たとえば、1,000円分のしま通貨を換金する場合、1,000円の換金請求額から換金手数料25円を引いた額を差引請求額975円として請求することとなります。

換金手数料2.5%は、プレミアム分を除く事業実施に係る経費に充てるため、負担していただくものであり、全体でみると、36億円の換金となるので、9,000万円の換金手数料となります。

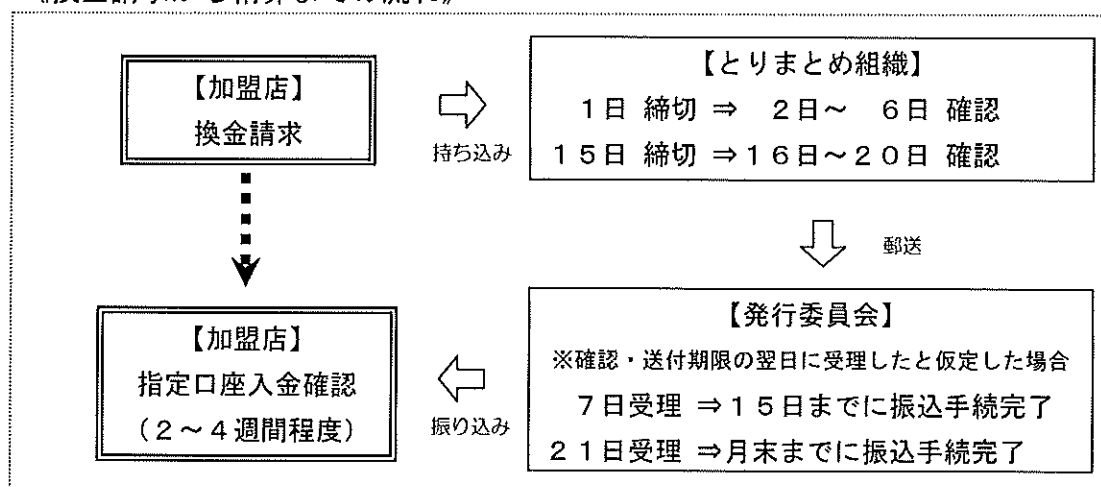
とりまとめ組織は、毎月1日と15日（締切日がとりまとめ組織の休業日の場合、その後の直近の営業日）の月2回の請求受付締切日を設けます。とりまとめ組織の締切日後に一括して換金請求手続きを行うため、換金請求書の受付日から換金清算までに係る期間は概ね2週間から4週間程度となります。

《換金請求受付日に応じた換金精算予定》

換金請求受付日	換金精算予定
16日～ 月末 受付 ⇒ 1日締切分	15日頃 振込予定
1日～15日 受付 ⇒ 16日締切分	月末頃 振込予定

なお、換金精算は、指定された精算用口座へ、発行委員会が直接振込みを行い、その際に必要となる振込手数料は発行委員会が負担します。

《換金請求から精算までの流れ》



FAQ

【しま加盟店の加盟申込み】

Q1 店舗毎に加盟する必要があるか。例えば、本店が代表して加盟してもよいか。

A1 原則、店舗毎に加盟する必要があります。

ただし、とりまとめ組織が同一の複数の店舗で、取扱商品等がすべて同一と確認できる場合は、加盟する複数の店舗を明確にした上で、本店等が代表して加盟することができます。

【しま加盟店の換金請求】

Q2 それぞれ加盟した同じ系列の複数の加盟店のしま通貨を、代表する1店舗がまとめて換金請求できるか。

(例：同じ系列のA店、B店、C店のしま通貨を、A店が代表してとりまとめて換金請求し、A店の精算用口座へ振り込みを依頼する)

A2 それぞれに加盟している加盟店の換金請求は、加盟店毎に実施する必要があるため、たとえ同じ系列であったとしても、まとめて換金請求することはできません。

Q3 加盟を取り消したい場合の手続きはどのようにするのか。また、加盟を取り消した後で、使用済しま通貨を所持していた場合、換金できるか。

A3 加盟を取り消したい場合は、とりまとめ組織へ加盟を取り消したい旨、文書にて申し出たうえで、加盟証を返納する必要があります。後日、加盟を取り消したについて別途通知します。

なお、加盟を取り消した後では、使用済しま通貨の換金請求はできませんので、加盟を取り消す前に必ず換金請求に漏れがないか確認してください。

ただし、再加盟することで、加盟時に受けとっていたしま通貨の換金請求に対応できます。

「しま共通地域通貨」 加盟店業務スキーム

